

2019年2月22日

東京地方裁判所民事第1部 合議係 御中

原告代表理事 佐々木 幸孝

意見陳述書

1 原告について

原告の消費者機構日本の代表理事で、副理事長を努めております、佐々木と申します。

本日は意見陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

当機構は、不当な契約条項や不当勧誘行為に対する消費者団体による差止請求制度を担うことを目的に2004年9月に設立されたNPO法人です。

設立後14年が経過しますが、この間事業者に対して数多くの不当な契約条項や不当な勧誘行為(以下、不当契約条項等といいます)に対する差止請求を行い、その結果改善された事例は110件以上に上ります。その中にはメガバンク、大手建設業者、フィットネスクラブに対するものなどがあります。不当契約条項等の差止請求は目立たない地味な活動ですが、私たちの身の回りから不当契約条項等を放逐するために、適格消費者団体が果たしている役割は大きいと考えています。こうした団体の活動は、会員の寄附と会員のボランティア活動により支えられています。また活動や財政の状況はホームページなどで公表し、透明にしています。

このような適格消費者団体としての活動が認められ、当機構は2016年12月に消費者裁判手続特例法に基づく、第1号の特定適格消費者団体の認定を受け、これまでの差止請求に加えて集団的な消費者被害の回復の役割も担うことになりました。

2 共通義務確認訴訟の役割について

本訴訟は消費者裁判手続特例法による共通義務確認訴訟の第一号事案です。

この訴訟制度に期待されていることは、二点あると考えます。

1つはいうまでもなく被害救済です。本件訴訟で受験生一人あたりの損害としては、受験料相当損害金が主ですから6万円程度のものです。この程度の被害を個々の消費者が訴訟を提起してまで請求するということは考えにくいので、通常であれば泣き寝入りをしてしまう事案ではないかと思います。このような回復しがたい、泣き寝入りを強いられる被害の回復を実現するということが、まず、この制度に期待されていると考えます。

もう1つは、社会における公正さの実現です。個々の消費者が事業者に請求してもまと

もに取り合ってもらえない、あるいは取り合ってもらえたとしても事業者にとって何ら痛痒を覚えないような少額の請求であっても、被害者全員が一つにまとまれば、事業者としても真摯に対応せざるをえませんし、痛みを伴う責任を負担させることができます。その意味で事業者が不当な利得を得る、いわゆる「やり得」を許さないこと、あるいは個々の消費者の無力さに依拠するような事業者の横暴な振る舞いを糺すことを通じて、公正な社会を実現することも期待されていると考えます。

3 本件訴訟の提起について

東京医大を被告とする本件訴訟が、消費者裁判手続特例法の第一号事案となったことは意外であるとの声も聞きます。確かにこの事案は通常の消費者被害とは異なった面もあります。被告による女性などの属性を理由とする不正な得点調整が最初に報道された際、ある女性弁護士から「悔しいなあ。なんとかならないですか。」という声が寄せられました。当事者でない女性でさえそんな悔しい思いをしているのですから、まして骨身を削る思いで勉強を続けてきた受験生やそれを支えてきたご両親などの、悔しい思いはいかばかりであろうか、と思われました。そして手を拱いていれば多くの受験生のそういう思いに、おそらく被告はなんら対応することもなく、時の経過と共に終わったことにされてしまうだろうと強い危惧を感じました。本件は少額・多数被害の典型ですし、受験における女性差別という社会の公正さを根本から損う事案といえ、まさに共通義務確認訴訟に適する案件と考えました。ただ共通義務確認請求訴訟では、慰謝料請求や逸失利益の請求が制度上できません。それでもこのまま泣き寝入りを強いられることを考えれば、受験料相当損害金の請求であっても、不正な得点調整を知らされないまま受験させられた受験生たちの心情に些がたりとも応えることができますし、社会的にも十分意義があると考えました。そしてまずは被告に対して、任意に対象受験生に対して受験料相当損害金を返金するよう請求をいたしました。

被告の不正な得点調整が明らかになってから、当機構が情報提供を呼びかけたところ、多くの被告の受験生や親御さんからの声が寄せられました。それらは不正な得点調整を隠されて受験させられたことで、被告に対する信頼を裏切られた悔しい思いを吐露するものでした。

今回の請求は形式的には受験料相当損害金等の金銭的請求ではありますが、裁判所におかれでは、その背景にこうした対象受験生たちの悔しい思いと、重大な差別が見過ごされてはならないという思いが込められていることを、是非くみ取っていただきたいと思いま

す。

当機構からの3度にわたる訴訟外での申し入れに対して、被告は第三者委員会の調査を待って回答する、という答弁に終始しました。平成30年11月30日付回答書では、すでに平成29年度、30年度の不正な得点調整は明らかになっていましたが、それ以前の志願者との間に不平等が生じないよう、第三者委員会の調査結果を待って判断したいとの回答でした。当機構としては平成29年度、30年度の不正な得点調整の詳細が明らかになったのに何故速やかな救済を行わないのか理解することができず、今回の訴訟提起に至りました。今回の被告の答弁をみれば、この当時から被告には本件の対象受験生らに何らかの対応をしようという考え方などなく、時間稼ぎのための口実であったことが分かります。

東京医大は、追加合格の措置や今年の入試の公平性確保のための措置について公表していますが、本件訴訟の対象消費者である大多数の受験生らは置き去りにされ、受験生らの被害も、差別により損なわれた社会的公正さも到底回復したとはいえません。

4 被告の答弁について

今回の被告からの答弁書の内容が、原告の請求が訴訟要件を欠くとか、釈明を求める事項だけが一方的に羅列されることには嘆然としました。被告が女性、浪人生、出身学校という属性のみを理由とする不正な得点調整をしていたこと、それがどのようにされていたか、成績判定にどれほど影響するものであったか、など既に自らの内部調査委員会、第三者委員会の報告書において明々白々となっている事実についてさえ認否を行っていません。また不正な得点調整が行われているとは知らずに、被告を信頼して受験したにもかかわらず、信頼を裏切られて、精神的苦痛を被った受験生らに対して、その心情を思いやる気持ちなど毛頭ないことも明らかになりました。教育機関である大学としての一片の反省も感じられませんし、当機構の申し入れを真摯に検討した形跡も見られません。

被告は、不正な得点調整を明らかにせずに受験させた女性、浪人生、学校等コード51000番以上の学校出身の受験生らの信頼を裏切ったことの責任を否定しています。これらの受験生らの悔しい思いも、女性差別に対する社会からの厳しい批判も無視されました。これらの受験生に対する責任を否定する被告の姿勢は、まさに第三者委員会から厳しく諒解することを求められたはずの「不正を許す土壤やそれを正当化する思想」が被告の中で今なお生き続けていることを感じさせます。

5 裁判所へ

本件は我が国で最初の共通義務確認訴訟の第一号事案で、社会の耳目を集めている事案

であります。本件訴訟では制度的制約のために平成29、30年度の受験生のみを対象としていますが、属性による得点調整は平成18年度から行われてきたことが明らかになっています。また被告のみならず他の大学でも不正な得点調整が明るみに出ています。

裁判所におかれでは、本件訴訟において被告の責任を明確にすることで、本件訴訟の対象消費者の救済を図っていただくとともに、それ以外の不正な得点調整で被害を被ったすべての受験生の救済、今後の不正な得点調整の根絶につながる先例となるような判断が示されることを期待して、意見陳述といたします。